

秋田労働基準監督署発表
令和 6年 6月 4日

【照会先】
秋田労働局労働基準部監督課
監督課長 寺脇悠太郎
監察監督官 田村 順也
(電話)018-862-6682
秋田労働基準監督署
副署長 児玉 勇
第一方面主任監督官 袴田 周
(電話)018-865-3671

報道関係者 各位

バス運転者等の労働時間管理等に関する説明会を実施します

秋田労働局労働基準部監督課及び秋田労働基準監督署は、バス運転者等の労働条件の向上を図ることを目的に

- ① 「働き方改革」推進のための改正労働基準法
- ② 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)

について、下記により説明会を実施します。

◆説明会の目的

① 改正労働基準法について

働き方改革関連法の成立に伴い、改正労働基準法が平成 31 年 4 月 1 日から施行されておりますが、自動車運転者については、令和 6 年 4 月 1 日から時間外労働の上限規制が適用されており、時間外労働の上限が月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 960 時間(休日労働を含まない。)を限度に設定する必要があります。

② 改正された改善基準告示について

令和 6 年 4 月 1 日より改善基準告示が改正され、自動車運転者の拘束時間の上限や休息期間等について変更されました。運輸業・郵便業は、全国的に見ると脳・心臓疾患による労災支給決定件数が最も多い業種(令和 4 年度)であり、長時間・過重労働が課題となっております。

各バス事業者には、改正労働基準法及び改正された改善基準告示を遵守した健全な事業経営の持続を図っていただきたいと考えております。

◆説明会の概要

日時：令和 6 年 6 月 7 日(金) 午後 1 時 20 分～(1 時間 30 分程度を予定)

場所：秋田第 2 合同庁舎 1 階会議室(秋田市山王 7-1-4)

(※秋田労働基準監督署が入居している庁舎です。)

対象：秋田県内で主としてバス事業を行う企業

主催：秋田労働局労働基準部監督課、秋田労働基準監督署

◆お問合せ

秋田労働局労働基準部監督課

電話：018-862-6682

または

秋田労働基準監督署 第一方面

電話：018-865-3671

報道機関の皆様には、働き方改革に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。